台風接近・通過等に伴う気象警報発表時の放課後全児童向け事業の対応について

令和2年7月改定 文京区教育委員会

文京区教育委員会では、気象情報等が発表された際に、幼児・児童・生徒の安全を最優先とするため、小・中学校及び幼稚園における気象災害時の対応方針を定めたところです。

これに伴い、放課後全児童向け事業につきましても、教育委員会の方針に従い、以下のとおりの対応とさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【学校実施時】

11 11 11 11 11 11	
気象情報等	放課後全児童向け事業
・23 区内のJR等が計画運休(又は	<学校が臨時休業となった場合>
その予定)を発表した場合	事業中止
	<学校の始業時間が繰り下げとなった場合>
	通常通り事業実施
・文京区内(23 区西部)に特別警報	事業中止
(暴風・大雨・大雪等) が発表され	※放課後全児童向け事業開始後に発令された場合は、児童を保護し、保護者の
る可能性が出た場合	方に連絡を行い、お迎えを依頼します。
・午後から、台風等の接近に伴う暴風	事業中止
警報が発表される可能性が出た場合	※放課後全児童向け事業開始後に発令された場合は、児童を保護し、保護者の
	方に連絡を行い、お迎えを依頼します。
・文京区内(23 区西部)に、警報	通常どおり事業実施
(大雨、洪水、大雪等)が発表され	※安全を確認して帰宅させます。気象状況によっては、落ち着くまで児童を保護しま
た場合	す。

【学校休業日】

気象情報等	放課後全児童向け事業
・23 区内のJR等が計画運休(又は	
その予定)を発表した場合	事業中止
 ○文京区内 (23 区西部) に午前 6	
時の時点で	事業中止
・特別警報(暴風・大雨・大雪等)が	※特別警報、暴風警報がその日のうちに解除された場合も、事業は実施しません。
発表されている場合	※事業実施中に発令された場合、または発表される可能性が出た場合には、直ちに
・台風等の接近に伴う暴風警報が発表	事業を中止し、児童を保護し、保護者に連絡を行い、お迎えを依頼します。
されている場合	
〇文京区内(23区西部)に、警報	通常通り事業実施
(大雨、洪水、大雪等)のいずれか	<帰宅時に発令されている場合>
が発表されている場合	安全を確認して下校させます。気象状況によっては、落ち着くまで児童を保護しま
	す。